令和6年度(2024)

研究紀要

第二十六輯

多様化・複雑化する社会の中で人権文化を根付かせるために ~令和5年度 人権に関する県民意識調査から考える~

元関西学院大学教育学部教授 五百住 満

「私たちにできること」

一NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうごの10年を 振り返って一

県立尼崎総合医療センター 産婦人科部長 田口 奈緒

【実践ノート】

「ありのままのあなたを受け入れます」

自立援助ホーム 若葉 施設長 川西 悦子

公益財団法人兵庫県人権啓発協会

第二十六輯 刊行にあたって

兵庫県では、人権尊重の理念に関して県民の理解を深めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着 し、県民みんながお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指して、家庭や学校、地域、職 場などあらゆる場における人権教育及び啓発・研究を進めてきました。

近年、少子・高齢化、国際化、情報化の急速な進展、人々の価値観や生き方の多様化などに伴い、人権課題は、複雑化・多様化しています。特に、インターネットによる人権侵害、職場や学校でのハラスメント・いじめ等に加え、社会的養護を含めたこどもの人権、外国人や障害のある人、性的マイノリティの人権や性暴力の問題など様々な人権課題が社会的関心を集めています。

しかし、「人権に関する県民意識調査(令和5年度)」の結果をみると、人権に関して、知識としての理解は 県民に広まりつつあるものの、年代等により人権意識に差が生じています。

そのため、私たち一人ひとりがお互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重が自然に態度や行動として表れるよう、創意工夫をこらした啓発活動を推進することが重要です。また、幅広い世代に対して、人権尊重社会の実現に向けた啓発活動を行うにあたっては、啓発媒体のそれぞれの特性を活かして活用する必要があります。特に若年者が身近な人権について考え、人権を尊重する態度を育むために、接する機会の多いインターネット等の啓発媒体を一層活用するなど、各世代に適した方法で啓発を行うことが求められています。

このような状況を踏まえ、公益財団法人兵庫県人権啓発協会では、新たな啓発・研究活動に取り組んでいます。研究紀要の構成を刷新し、県民の関心の高い人権課題や解決が急がれる人権課題について、より多くの県民が正しく理解し、その課題解決にむけての参考となる内容にしています。

また、人権教育・啓発を実践する現場からの報告として「実践ノート」を引き続き掲載しています。読者の皆様には、この「研究紀要第二十六輯」を、これからの人権教育及び人権啓発を進める上で参考にしていただければ幸いです。

最後になりましたが、この「研究紀要第二十六輯」の刊行にあたり、ご多用の中、研究論文をご執筆いただきましたました先生方に心からお礼を申し上げます。

令和6年9月

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

多様化・複雑化する社会の中で人権文化を根付かせるために ~令和5年度 人権に関する県民意識調査から考える~

元関西学院大学教育学部教授 五百住 満

はじめに

人権とは、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義されています [人権擁護推進審議会答申 (1999 (平成 11) 年)]。これは、だれもが生まれながらに持っている権利です。また、国籍・性別・出身などにかかわらず、一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支える大切な権利でもあります。

しかし、少子高齢化やグローバル化、ICT 技術の急速な発展などによって、人々の価値観や生き方が多様化する中で社会状況が大きく変化し、人々が持っている権利が脅かされる人権課題はますます多様化、さらに複雑化してきています。

このため、兵庫県では、多様化・複雑化した人権課題の解決と人権文化(人権教育のための国連 10 年(1995 ~ 2004 年) における universal culture of human rights の語訳で、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有り様そのものをいいます 1 。)を根付かせるための人権施策等を検討するための基礎資料となるべく、1998(平成 10)年から 5 年ごとに県民の人権に関する意識調査を行っています。

今回の意識調査は6回目となりますが、従来からの人権課題については、部分的に現在の社会状況の変化等を踏まえ、選択項目の表現など一部改訂を行うとともに、今日的な課題としての「インターネットを悪用した人権侵害」および「LGBTQ などの性的マイノリティに関する人権問題」等についての意識を問うています。

今回の調査結果については、すでに 2024 (令和 6) 年 3 月に「人権に関する県民意識調査 調査結果報告書」² として刊行されており、そこから調査結果の概要や県民の人権意識の変化などは十分理解できます。

しかし、県民の人権意識から見える兵庫の人権課題やその課題解決のための方策は十分読み取ることはできません。そこでこの論文では、「第1章 人権問題に関する一般的な意識」と「第2章 個別の人権問題に関する意識」においての一部を抽出し、そこから見える兵庫における今日的な人権課題を取り上げます。そして、明らかになった人権課題の解決のために私たちはどう取り組むべきかの方策を、「第3章 今後の人権教育・啓発の在り方に関する意識」の調査結果を参考に論述することとしました。

1. 人権に関する意識調査から見えてくる課題から

(1)「第1章 人権問題に関する一般的な意識」から考える

兵庫県に人権文化を根付かせるためには、県民の「人権」に対する意識、すなわち「人権」をどれだけ身近 な問題と捉えているかは非常に大事です。

以下の調査は、県民が「人権」をどのくらい身近な問題として感じているかの経年変化です。特に今回の調査結果をみると、『身近に感じる(「ひじょうに身近に感じる」と「かなり身近に感じる」を合わせた割合)』が41.4%と『身近に感じない(「全く身近に感じない」と「あまり身近に感じない」を合わせた割合)』である21.4%を上回っています。人権を身近に感じる人の割合は前回とほぼ変わりませんが、身近に感じない人の割

合は5年前よりも低くなっています。これは、極めてよい傾向と言えます。

「年齢別」調査を上記と同様にみていくと、『身近に感じる』は 50 歳~ 59 歳が 46.1%で最も高く、次いで 30 歳~ 39 歳の 42.9%で、70 歳以上が 37.7%で最も低いという結果でした。『身近に感じない』では、70 歳以上が 22.5%で最も高く、50 ~ 59 歳が 17.3%で最も低くなっています。

このように現役世代が人権を身近に感じるということは、職場等において様々な人権課題に直面し、人権の 大切さを身をもって感じていることの表れであるかもしれません。いずれにしても、これはとても重要なこと と言えます。

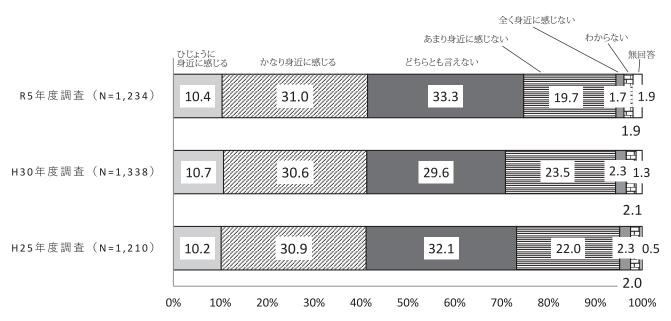


図 1 問 1 あなたは、「人権」を、どのくらい身近な問題として感じておられますか (「人権に関する県民意識調査 調査結果報告書」P7 より)

さらに、県民一人ひとりの人権意識は $5\sim6$ 年前に比べて高くなっているか」を問うたところ以下の通り、『そう思う(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合)』が44.1%と『そうは思わない(「そうは思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合)』の12.9%を上回っています。県民一人ひとりの人権意識は $5\sim6$ 年前に比べて明らかに高くなっています。

「年齢別」調査を上記と同様にみていくと、『そう思う』は 18 歳~ 29 歳が 50.0%で最も高く、次いで 30 ~ 39 歳が 49.4%の順で、60 ~ 69 歳が 37.6%で最も低い結果でした。これも現役世代が高く、これまで以上に人権への意識が高まっていることは、一人ひとりの人権が保障されたよき社会を作っていく上ではとても大事なことと言えます。

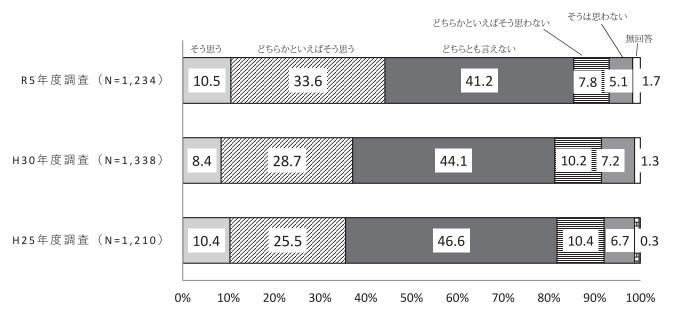
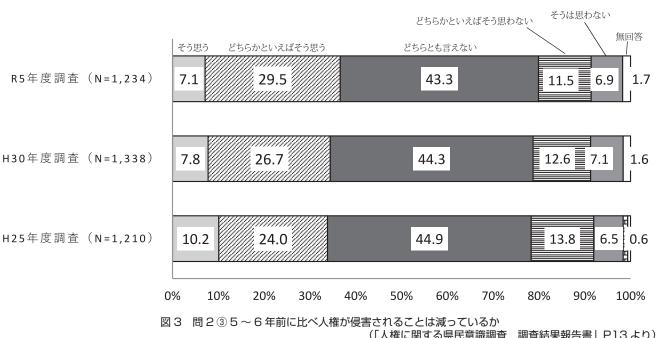


図2 問2②県民一人ひとりの人権意識は5~6年前に比べて高くなっているか (「人権に関する県民意識調査 調査結果報告書」P11より)

また、「5~6年前に比べ人権が侵害されることは減っているか」についても、以下のグラフのように『そ う思う(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合)』が、36.6%と『そうは思わない(「そ うは思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合)』の18.4%を上回っています。また「年 齢別」調査についてみると、人権侵害は減っているかについても『そう思う』は30~39歳が40.4%で最も高 く、次いで 18~29 歳は 40.0%の順となっており、60~69 歳が 34.4%で最も低くなっています。これも現役 世代で人権侵害が減っていることは、とても大事なことと言えます。

これは、マスコミ等で様々な人権侵害案件が取り上げられ、どのような問題を引き起こしているのか詳しく 報道されていること等が人権侵害事案の抑止にもつながっているように思われます。また、人権啓発協会や兵 庫県人権教育研究協議会がそれぞれ発刊している啓発冊子『きずな』『ひょうごの人権教育』や市町と連携し た様々な人権啓発及び教育講座等を含む事業の取組が人権意識の高揚にもつながっているように思われます。



(「人権に関する県民意識調査 調査結果報告書」P13 より)

(2) 「第2章 個別の人権問題に関する意識」から考える

ここでは、特に関心の高かった問題、新たな人権問題を主に論述します。まず、一番関心が高かったのは、インターネットを悪用した人権上の問題です。

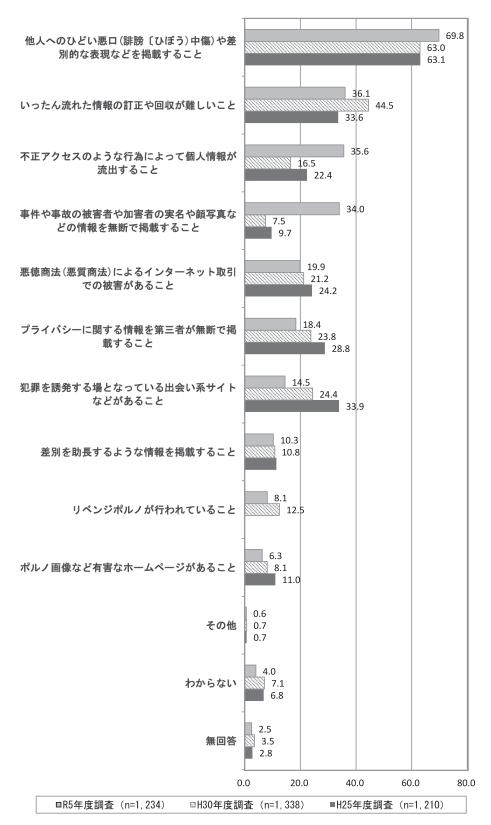


図4 問11 インターネットを悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか (「人権に関する県民意識調査 調査結果報告書」P44より)

ここでは、「他人への誹謗中傷や差別的な表現などを掲載すること」が69.8%で最も高く、他の項目を引き離しています。以下、「いったん流れた情報の訂正や回収が難しい」(36.1%)、「不正アクセスのような行為によって個人情報が流出する」(35.6%)、「事件や事故の被害者や加害者の実名や顔写真などの情報を無断で掲載すること」(34.0%)と続いています。また、部落差別動画がネットで公開されたり、差別的書き込みがあるという差別事象も起こっています。

経年でみると、「不正アクセスのような行為によって個人情報が流出すること」、「事件や事故の被害者や加害者の実名や顔写真などの情報を無断で掲載すること」の割合がそれぞれ格段に高くなっています。

部落差別等の書き込みには、真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮した啓発活動を 展開し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

子どもの問題においても、子ども同士の間で、LINE グループから除外したり、過激な言葉を LINE で送信したり、といった SNS を使った「いじめ」が多くなっているので、割合も高くなっています。画面上のことなので、他の人に知られることがないため、問題が深刻化することもあります。

今後、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律³」(プロバイダ 責任制限法)や「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律⁴」(特定デジタルプ ラットフォーム法)などの法律を活かしながら、生命に関わる重大な人権侵害にもつながる書き込みを許さず、 個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい知識と理解を深め ていくことが必要です。

次に、女性の人権についても以下のような状況がみられます。

「男女の性別による固定的な意識(「男は仕事、女は家庭」など)」が35.5%で最も高く、次いで「女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っていること」(35.1%)、「昇給・昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い」(29.9%)、「痴漢やわいせつ行為などの性犯罪」(21.2%)の順となっています。特に「職場での男女の待遇の違い」の割合は年齢が上がるにつれ高くなる傾向があります。

経年でみると、「女性の社会進出のための支援制度の不備」などの割合が低くなっているのに対して、「男女の性別による固定的な意識(「男は仕事、女は家庭」など)」、「女性が政策や方針などの決定に参画する機会が少ない(女性の政治家や管理職が少ないなど)」、「マタニティ・ハラスメント(職場での妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いなど)」の項目は H30 年度から割合が高くなっています。

2024 年版ジェンダーギャップ指数をみても、日本は 146 か国中 118 位となっており、日本社会ではまだまだ女性に比べて男性が優位であるという状況です。このような状況は、「男女共同参画社会基本法 5」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) 6」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する 法律 7」などがすでに施行されていますが、その趣旨等の啓発・教育が様々な分野で十分でないことに起因していることが考えられます。今後、啓発・教育の果たす役割は非常に重要と言えます。

LGBTQ などの性的マイノリティに関する人権問題についても、以下のような状況があります。

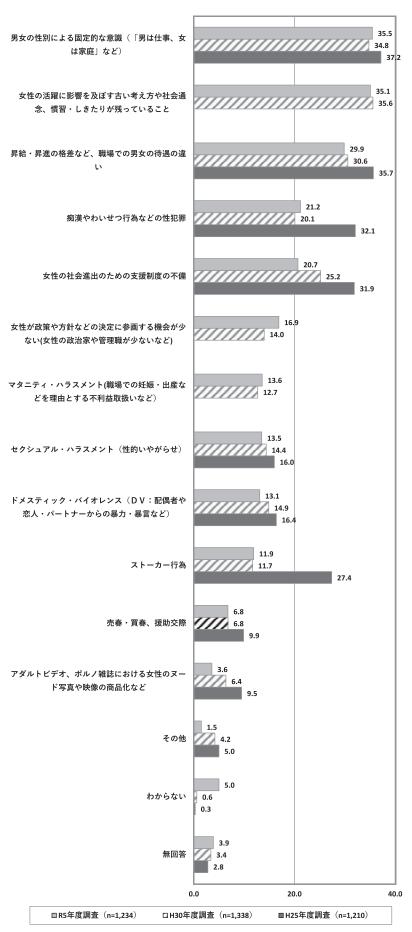
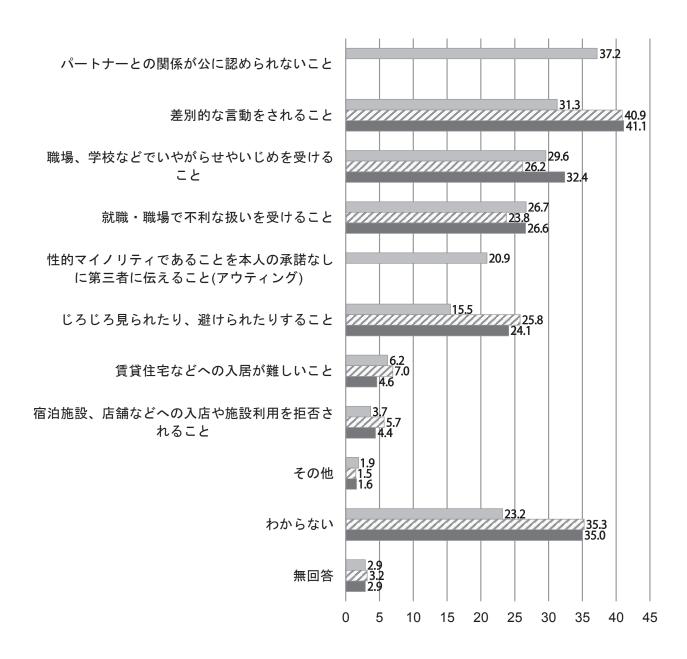


図 5 問 5 女性に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか (「人権に関する県民意識調査 調査結果報告書」P26 より)



■R5年度調査(n=1,234) ∫□H30年度調査 性的指向に関する人権問題(n=1,362)■H30年度調査 性同一性障害に関する人権問題(n=1,368)

図 6 問 13 LGBTQ などの性的マイノリティに関し、特にどのような人権問題が起きているか (「人権に関する県民意識調査 調査結果報告書」P54 より)

「パートナーとの関係が公に認められないこと」が 37.2% と最も高く、次いで「差別的な言動をされること」が 31.3%、「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」が 29.6%で続いています。「わからない」の 割合は H30 年度に比べて約 12 ポイント低くなっています。

2023 (令和 5) 年 6 月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 8 」(LGBT 理解増進法)が施行されました。自分らしく生きることのできる社会をどう創るか、また、「性」のありようによって、自らの生き方を制限されない社会をどう創るのか、今後、教育の果たす役割が重要と言えます。

2. 複雑化、多様化、複合化する人権課題とこれからの人権啓発・教育のあり方について

1948 (昭和 23) 年 12 月 10 日、世界人権宣言が国連総会で採択されてから 2024 (令和 6) 年で 76 年を迎えていますが、世界の人権をめぐる現実は厳しいです。そのため、国連では、21 世紀を「人権の世紀」とするため、「人権という普遍的文化」の構築を目指し、人権に関する活動に積極的に取り組むとともに、1994 (平成 6) 年には「人権教育のための国連 10 年」を決議し、引き続く取組として、2004 (平成 16) 年に、「人権教育のための世界計画」を決議・採択しています。特に同計画の第 4 段階では、各国政府や国内人権機関、NGO などから提案を踏まえて、2020 (令和 2) 年から 2024 (令和 6) 年の重点対象を「若者」として、平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための多様性の尊重に力点を置くことを決議しています。そして、この第 4 段階を「持続可能な開発目標」(SDGs) のゴール (目標) 4・ターゲット 7 と連携させることを盛り込み、取組を強化するように呼びかけています。

このように国連では、各国において、「人権という普遍的文化」が構築されることを目標として、人権に関する教育啓発・教育活動に積極的に取り組むよう要請しているのです。

日本においても、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000(平成12)年に施行され、2002(平成14)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、それに基づき、人権に係る施策を推進してきました。さらに、2011(平成23)年4月には基本計画を変更し、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

また、2003(平成 15)年には「人権教育の指導方法に関する調査研究会議」が設置され、人権教育の理念を示す「第一次とりまとめ」[2004(平成 16)年]に続き、指導方法等の工夫・改善方策等を示す「第二次とりまとめ」[2006(平成 18)年]が作成されました。2008(平成 20)年には、人権教育の指導方法等の工夫・改善の考え方を示すとともに指導内容や指導方法の実践事例などを紹介した「第三次とりまとめ」を公表しています。

この「第三次とりまとめ」では、人権の知的理解だけでなく、人権を志向する人権感覚が問題状況を変えようとする人権意識、意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を大切にする実践行動につながると整理され、これに対応する学校での全体計画や学習教材、指導内容・方法(参加体験型等)、教職員への研修プログラム等々が提示されています。また、法律においても、2012(平成24)年「障害者虐待防止法」、2013(平成25)年「いじめ防止対策推進法」、2014(平成26)年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、2015(平成27)年「女性活躍推進法」、2016(平成28)年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行され、それに伴う様々な施策が展開されています。

兵庫県においても、これら国の動きを踏まえ、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」[2001(平成13)年策定、2016(平成28)年改定]に基づき、同和問題に加え、拉致問題、インターネットによる人権侵害など新たな課題に関する教育及び啓発を推進し、今日に至っています。

世界や日本で、複雑化、多様化、複合化する人権課題に対して様々な取組が進められる中、兵庫県においても、県民一人ひとりが、人権問題の解決を自らの課題として捉え、人権文化の醸成に向けた広がりのある運動として推進するため、2004(平成16)年に県民運動の名称を「差別をなくそう県民運動」から「人権文化をすすめる県民運動」に改称し、取組を進めてきており、前述の日本での取組に呼応し、子ども、女性、障害者、外国人に係る人権問題については、各分野の施策の中で対応を行っています。

世界及び日本、兵庫県における人権啓発及び教育に関する動きはこれまで述べてきたようなことですが、県 民意識調査に見られるように、兵庫県において人権に満ちた社会を生み出していくには、これまで以上に教育 の果たす役割は重要であると言えます。 そこで、人権教育を学校教育や社会教育で展開していく場合、平沢安政などが紹介提案した以下の人権教育 の4つの側面を通して人権啓発や人権教育を重視、充実していく必要があります。

(1) 人権としての教育 (education as a human rights)

人権としての教育は 教育を受けることそのものが人権であるというもので、つまり、教育を受ける機会の 平等な保障のことを言います。すべての人に学習環境や学習システムの保障をすることが大切です。

(2) 人権についての教育 (education on or about human rights)

あらゆる差別(部落差別、外国人差別、女性差別、高齢者差別、障害者差別など)や人権問題について学習すること、さらに環境問題、多文化共生、ネットの問題、安全と防災、ボランティアなどの人権にかかわるテーマと関係付けながら、人権を幅広くとらえ生きて働く知識を深める学習をすることが大切です。

(3) 人権を通じた教育 (education in or through human rights)

人権を通じた教育とは、人権を大切にした民主的な学びの展開であり、人権を尊重するやり方や環境を通じて行われます。つまり、社会や学校、職場等ですべての人と人との関係は民主的で豊かなものとなっているのか、その中での学びの進め方は民主的に行われているのかといったことが重要になってきます。また、すべての人がそれぞれにあった人権課題を追求する中で、様々な関係性を大事にしながら、一人ひとりが価値観形成を図っていくことが大切です。

(4) 人権のための教育 (education for human rights)

人権を実現するためには、人権のための知的スキルや社会的スキルを獲得することをめざす必要があります。 コミュニケーション力や判断力などの知的スキルや違いを認め受容する力、人間関係をつくる力、対立を解決 する力、正しく判断し行動する力などの社会的スキルの獲得が必要です。このような人権に関する学習を日常 の行動につなぐことが非常に大事なことです。

県民意識調査「2 人権尊重の考え方に強い影響を受けたもの 問 17 あなたが、人権尊重の考えについて強く影響を受けたと思われるものは」をみると、「小学校時代の人権教育」が 39.8%で最も高く、次いで「家族でのふれあいの中から」 (39.7%)、「友人とのふれあいの中から」 (32.1%) の順となっています。「性別」については、「家族でのふれあいの中から」の割合が 13.1 ポイント、「友人とのふれあいの中から」が 6.2 ポイント、いずれも女性が男性よりも高くなっています。これに対し、「職場での人権研修会」の割合は男性が女性よりも 3.7 ポイント高くなっており、「年齢別」については、「中学校時代の人権教育」、「高等学校時代の人権教育」の割合は $18 \sim 29$ 歳が最も高く、「学校や PTA 主催の講演会や研修会」、「地域の自治会・婦人会主催の講演会や研修会」の割合は 60 歳以上の層が高くなっています。

このことから、学校での人権教育の充実は極めて重要ですが、地域における社会教育での市民学習の場においても、平沢安政などが唱える、4つの側面を通して人権教育を推進していくことは、人権文化を根付かせる上では極めて大事であると言えます。

おわりに

これまで、人権教育のさらなる充実を述べてきましたが、人権教育をさらに深化させていく上では次の5つの学びが特に重要と考えます。一つ目は、人権を守る法律について学ぶこと。二つ目は、人権を侵害する特権に反対する取組等について学ぶこと。三つ目は、人権が守られる社会制度・システムや文化について学ぶこと。四つ目は、価値観や思想(考え方)について学ぶこと。五つ目は、個人の考え方、生き方について学ぶこと。これらの学びは、以下の点を視点に据えて学んでいくことが極めて大事であると言えます。

- (1) 自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深める学習を心がけることを・・・常に自分事と考えていくことを
- (2) 民主的社会の形成者としての市民づくりのために、人権の視点にたった学びを心がけることを・・・自 他の「権利」を中心にすえたアプローチを
- (3) 参加型・体験的な学習を心がけることを・・・学校や地域等の様々な交流を視野に入れて
- (4) 差別や人権侵害の実態から深く学び、人権教育を確かなものにするための学習カリキュラムを確立し、 人権学習を確かなものすることを

最後に、識字教育の方法論を提起したパウロ・フレイレ⁹は、人々が自分の置かれている現実を批判的視点から捉え直し、問題を読み取り、自分の意志に基づいて行動することが重要であると提起し、識字教育の目的も、単に文字の読み書きができるようになることでなく、社会の状況や自分と社会の関係を読み取ることができるようになることにあると言っています。こうした認識が、差別と抑圧とたたかい、自由で平等な新しい人権文化に満ちた社会を創り出す力を生み出すことになると信じます。

[注]

¹公益財団法人兵庫県人権啓発協会編「人権啓発テキスト 人権文化をすすめるために」2020(令和 2)年 P16

2公益財団法人兵庫県人権啓発協会編『人権に関する県民意識調査結果報告書』2024(令和6)年3月

- 4 「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」2022(令和 4)年 10 月
- 5「男女共同参画社会基本法」1999(平成11)年6月
- ⁶「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」2015(平成27)年9月
- 7「政治分野における男女共同参画の推進に関する 法律」2018(平成 30)年 5 月
- ⁸「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」2023(令和 5)年 6 月
- ⁹パウロ・フレイレ(Freire.P.1921-1997 ブラジルの教育学者)

[引用・参考文献]

- (1) 日本人権教育研究学会編『21世紀の人権・同和教育への展開』(学術図書出版社) 2006年
- (2) 生田周二著「人権と教育―人権教育の国際的動向と日本的性格―」(部落問題研究所) 2007 年
- (3) 平沢安政著「解説と実践 人権教育のための世界プログラム」(解放出版社) 2005 年
- (4) ロバート・L・マデックス著「国際人権百科事典」(明石書店) 2007 年
- (5) オードリー・オスラー、ヒュー・スターキー著「シティズンシップと教育」(勁草書房) 2009 年

³「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」 (プロバイダ責任制限法) 2001 (平成 13) 年 -2023 (令和 5) 年 6 月一部改正

「私たちにできること」

─ NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうごの 10 年を振り返って ─

県立尼崎総合医療センター 産婦人科部長 田口 奈緒

はじめに

2013年4月1日兵庫県で初めての性暴力に特化したワンストップ支援センターをめざし、「性暴力被害者支援センター・神戸」が設立されました。この10年間で性暴力被害者をとりまく社会情勢は大きく変化し、私たちの小さな民間団体はその波にもまれながらも変化し成長を遂げてきました。本稿では開設からの10年を振り返り、性暴力被害者支援の最前線で考えてきたことを共有したいと思います。

1. 病院の中に性暴力被害者の支援拠点をつくる

産婦人科医師である筆者が 2002 年から勤務した若宮病院は、それまでも多くの性暴力や DV の被害者を受け入れてきましたが、病院だけでは法的なサポートやカウンセリングは提供できず、また被害者の対応をした看護師の精神的負担も少なくありませんでした。そこで、病院スタッフを含めた有志で「性暴力被害者へのよりよい対応を考える勉強会」を継続的に行い、2010 年の性暴力救援センター・大阪(SACHICO)の設立に続き、兵庫県でも同様のセンターを設立すべく 2012 年 4 月に準備会が発足しました。準備会のメンバーは勉強会に参加していた医療関係者、警察官、弁護士、フェミニストカウンセラー、教員、自助グループ主催者等多岐にわたっていました。

そして2013年3月の若宮病院の移転に伴い、4月に「性暴力被害者支援センター・神戸」を、なでしこレディースホスピタルにオープンしました。当初の支援員(アドボケーター)は7名でしたが、運営は会費と寄付で賄われていたため、交通費も出ない無給のボランティアでした(現在は3時間半1000円の謝金、交通費は実費

表 1 日本の動きと支援センター・ひょうごの歩み

衣 1 日本の割さこ文版センタ ・	T T
日本の動き	支援センター・ひょうごの歩み
2010 性暴力救援センター・大阪(SACHICO)設立	
	2012 準備会立ち上げ
	2013 性暴力被害者支援センター・神戸 設立
	2014 尼崎へ移転 性暴力被害者支援センター・ひょうごに名称変更
	内閣府モデル事業に協力(~ 2017 年)
2017「強姦罪」から「強制性交等罪」へ法律改正	2017 特定非営利活動法人認証
	大岡プロジェクトに協力(~ 2020 年)
2018「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」改訂	
ワンストップ支援センターが全国に設置	
2019 フラワーデモ	
2020 内閣府「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」策定	2020「学校で性暴力被害がおこったら」完成
2021 内閣府 SNS 相談「キュアタイム」開始	
	2022 キュアタイム参加
2023 ジェンダーギャップ指数で日本は世界 125 位(過去最低)	
「不同意性交等罪」へ法律改正	
文部科学省「生命の安全教育」指導の手引き作成	2023 開設 10 周年

支給)。性暴力という性質上24時間対応が望ましいとはいえ、マンパワーも資金も不足のため(夜間はオンコールとしたが、何回かの深夜呼び出しでタクシー代が膨大となった)休日夜間の対応は断念し、平日昼間のホットラインと医療受診の付き添い、対面による相談を行うこととなりました。

実際の支援活動で見えてきたのは、それまでの「夜間に警察官が(成人)女性被害者を連れてくる」というイメージと異なり、被害者の多くが子どもで、家族や親族からの被害も少なくないこと、また男性被害者は「レディースホスピタル」で診察ができなかったことでした。そのため小児や男性にも対応できるよう、活動の拠点を神戸から尼崎の児童虐待対応に力を入れていた県立塚口病院へ移すことがトントン拍子に決まり、2014年4月には「性暴力被害者支援センター・ひょうご(以下、支援センター・ひょうご)」と名称を変更しました(2017年にNPO 法人化)。

2. 「性暴力」と「性犯罪」

WHO はセクシュアルヘルス(性の健康)を「セクシュアリテイに関する身体的、精神的、社会的に良好な状態を指し、強制や差別、暴力のない、快適で安全な性経験が可能であること」と定義しており、性暴力はこのセクシュアルヘルス/ライツを著しく損なうものであるといえます。私たちは性暴力を「本人の意志に反して性的な行為を無理やり行われること」として、支援の対象を刑法で定められる「性犯罪」だけに限定していません。2017年に強姦罪から強

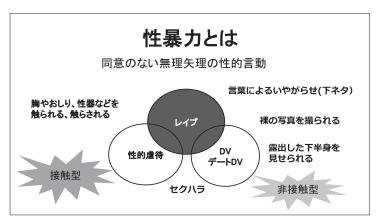


図 1 性暴力とは

制性交等罪へと 110 年ぶりに法律が改正され、さらに 2023 年には不同意性交等罪となったことで、それまでの「暴行・脅迫を用いられた膣性交」から「同意のない性器や口腔への挿入行為」が性犯罪となり得るようになりました。また年齢差や経済的・社会的力関係からノーと言えないことは「同意のない」と見なされ、男性の被害者や、パートナーからの被害も「性犯罪」の組上にのるようになりました。このように法律改正により性犯罪の概念は大きく変わりましたが、「被害者が回復する権利」はまだやっとスタートに立ったばかりという感があります。

一方、性を手段とした暴力である性暴力は身近な日常に溢れており(図 1)「性」についてタブー視する社会の中で「そんなことくらい」と矮小化されたり、「他の人に知られると恥ずかしい思いをする」ので「なかったこと」にされがちでした。このような、被害そのもの(一次被害)に対して相談した相手から受けるダメージを二次被害とよび、何度も信頼を裏切られることによって被害者は孤立し、相談しても仕方ないと思うようになります。だからこそ、被害のことを安心して話せる場や「一人じゃない」というメッセージを小さくても出し続ける私たちのような存在が必要であると感じています。

3.二つの調査研究事業に参加する

支援センター・ひょうごは県立病院との連携で、大きな調査研究事業に参加、協力をすることができました。一つは 2014 年からの地方公共団体における性犯罪、性暴力被害者支援の取組を実証的に調査研究する事業 (以下、内閣府モデル事業) 1 、もう一つは国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) 社会技術研究センター (RISTEX) 2 の「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」領域に 2017 年に採択された「トラウマへの気づきを高める"人-地域-社会"によるケアシステムの構築」プロジェクトです (以下、大岡プロジェクト)。

内閣府モデル事業では、兵庫県内を摂津(神戸・阪神)、播磨、但馬、丹波、淡路のいわゆる兵庫5国に分け、地域の中核病院で性暴力被害者への医療対応研修を行いました。若宮病院での経験から、性暴力被害者支援は一つの機関で完遂することはできません。そのため研修の目的は医療関係者だけでなく、地域の警察やこども家庭センター、女性相談などの行政担当者、教育関係者、議員などにも広く呼びかけ、顔の見えるネットワークを構築することにありまし

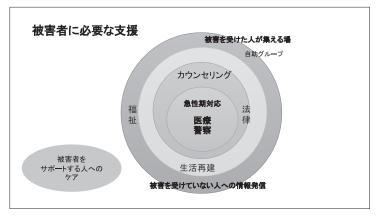


図2 被害者に必要な支援

た。兵庫県は南北にも東西にも広く、神戸や阪神など都市部とそれ以外の郡部では医療機関や相談先など支援 を提供する機関の数も格差があります。実際、反響が大きかったのは播磨や但馬、丹波で、会場に入りきらな いほどの参加者があり、「このような研修はこれまで受けたことがない」「顔がさす³ので産婦人科に受診しづ らい、知り合いからの被害であると、人間関係が狭い地域では相談しにくい」と研修後に感想を述べていました。

このような地域格差を打開するため、また「性の語りにくさ」をITで解決できないかという発想から、内閣府モデル事業の3年目に「性暴力被害者のためのバーチャル・ワンストップ支援センター」(図3)というウェブを開発しました(https://onestop-hyogo.com/)。これは、被害者が支援を求める地域と緊急避妊ピルがほ



図3 バーチャル・ワンストップ支援センター

しい、カウンセリングを受けたいなどといった内容を入力すると、提供できる機関がヒットする仕組みで、どの医療機関が夜間対応してくれるのか、法律相談や心理相談ができるところなどの一覧が検索できます。メール相談もこのウェブの中で開始し当事者自身が24時間いつでも直接アクセスすることができるようになりました。

さらに、この仕組みを全国展開する可能性を探る目的で、大岡プロジェクトでは全国のワンストップ支援センターにインタビュー調査を行いました。ワンストップ支援センターは、性暴力の被害者が二次被害を受けずに1カ所で総合的な支援を受けられる相談窓口であり、内閣府モデル事業による後押しを受け、2018年にはすべての都道府県に設置されました。筆者らは、北海道から沖縄まで24カ所の地域に足を運び(新型コロナウイルス感染症で移動が自粛される直前で幸運でした)、その結果、兵庫県でもそうであったように、地域によっては交通アクセスの悪さや知人に遭遇することの不安から被害直後には医療機関や相談窓口とつながることが難しいことが明らかになりました。また「バーチャル・ワンストップ支援センター」にも高い関心が持たれましたが、県ホームページとの調整や予算の問題で実用化には至りませんでした。内閣府は、2021年から匿名性を担保できる SNS やメール相談(キュアタイム)を実施しており、支援センター・ひょうごも 2022年から参加しています。インタビューでは、旅行先や仕事先で被害に遭うなど、県域を越えての事案や支援事例があり、各地域の支援情報が検索できるシステムについても国内全体で整備していく必要があると考えられました。

4. 「学校で性暴力被害がおこったら」

大岡プロジェクトにおけるもう一つの成果は、「学校で性暴力被害がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」(図 4) (https://onestop-hyogo.com/atschool/) です。これは

学校で教職員が子どもたちの性被害をキャッチしたときの適切な対応を、できるだけシンプルにまとめたもので、支援センター・ひょうごで実際にあった相談をもとにワーキンググループを立ち上げ、2020年6月に完成しました。性暴力被害対応はいじめ問題と基本的には同じであり、元になったのは兵庫県教職員用の「いじめ対応マニュアル」でした。しかし、性暴力被害の場合は特にプライバシーへの配慮が必要なこと、性の問題は扱いにくいことから、どうしても初動が遅れがちです。妊娠を予防する緊急避妊ピルの内服(被害後72時間以内)や証拠採取を考えると、被害対応は待ったなしであり、手引きの中では「性暴力は(疑い段階でも)重大事態として即日対応」を原則としています。この手引きはその後、全国の教育委員会や犯罪被害者支援窓口から参考にしたいとのオファーが相次ぎ、「つなげる先」のページを入れ替えて各地域版に改編したり、内閣府からのヒアリングを受けて「生命の安全教育」にも一部採用されました。



図 4 学校で性暴力被害がおこったら

「生命の安全教育」は内閣府が2020年に出した性犯罪・性暴力対策の強化の方針により、文部科学省が2023年から「子どもたちを「

策の強化の方針により、文部科学省が2023年から「子どもたちを性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもしない取組」を就学前から行うよう指導案や教材をつくり、周知を行っているものです。背景には子どもたちがSNSを通じた性犯罪に巻き込まれる事案が後を絶たず、また教職員による児童生徒への性暴力もクローズアップされ、2022年4月には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。しばしば加害側は「生徒との合意による恋愛」を主張しますが、教員と生徒という立場の差でノーということができるでしょうか。

2023年の法律改正では「性的同意」の年令が13才から16才に引き上げられ、同時に子どもたちへの性教育の必要性が認識されるようになってきました。なかでもジェンダー平等や多様性など人権の尊重に基づいた「包括的性教育」はムーブメントになっており、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」(2018年改訂)では、社会に存在するジェンダーバイアスや不平等が性的強制や虐待、ジェンダーに基づく暴力のリスクに関連するとしています。支援センター・ひょうごは設立時より性暴力のない社会をつくるために性教育に力を入れてきました。そこでは性に関する科学的な知識とともに、よりよい性のあり方やパートナーシップについても子どもたちや教職員、保護者に伝えています。「私たち」大人が、社会の中で作られてきたジェンダー役割やジェンダーステレオタイプに疑問を持ち、性別にとらわれないふるまいを日々子どもたちに見せていくことが、性暴力をなくす近道であると考えています。

2024年日本のジェンダーギャップ指数は 146 カ国中 118 位(前年は 125 位)で、本当に伸びしろしかない。「女性がたくさん入っている会議は時間がかかる」という政治家の発言や「ワンオペ育児」と「性暴力の被害者は多くが女性」という構造はつながっているのです。ジェンダーバイアスは「私たち」の中にあり、性暴力は「私たち」の隣にあります。「私たち」ができることは未来の「私たち」のために、この問題に関心を持ち、小さな声を上げ続けることであると強く感じています。

¹ 内閣府 男女共同参画局 「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」報告書(平成 28 年度調査) https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/2016houkoku_hyougo.pdf

https://www.jst.go.jp/ristex/pp/project/h29_1.html#hdg-1

³ (「さす」は、さしさわりがあるの意)ぐあいが悪くて、その人に会うことができない。精選版 日本国語大辞典より

【実践ノート】

「ありのままのあなたを受け入れます」

自立援助ホーム 若葉 施設長 川西 悦子

1. 自立援助ホーム

(1) 自立援助ホームとは

何らかの理由(虐待、ネグレクト等)で家庭に居られなくなった子どもたち、また児童養護施設等を退所しても就労等に困難を抱えた子どもたちが暮らすホームです。家庭で当たり前の生活を送ることが出来ず様々な困難を抱え、心に傷を負った子どもたちに安全で安心できる場所を提供して、自立への準備をする場所です。また子どもたちが退所した後も、行政や関係機関と連携して社会生活を支援しています。

(2) 自立援助ホームに入所してくる子どもたちの背景

ホームに来る子どもたちの多くは被虐待の子どもたちであり、ネグレクトされた子どもたちです。

- ① 学校や病院、近隣の方等から児童相談所へ通報され、必要であれば一時保護されます。
- ② 子どもは「家に帰っても親に殴られる。そんな家には帰りたくない」「家に帰ると家族(妹、弟達)の面倒を見ろと言われ、しんどい、つらい」と自ら児童相談所へ相談にいく場合もあります。

入所時、子どもは「大人はみんな敵」「自分が助けてほしかった時に誰も助けてくれなかった」と社会や大人への怒りや憎しみ、大人が信じられない子どもたちが多いです。

本音は親に愛してほしかった、大切にしてほしかった想いを持っています。

2. 利用の流れ

児童相談所、その他関係機関からの依頼 → 見学・面談 → 本人の意思確認

- → 契約(委託措置) → 入所
- ※ 一時保護され児童相談所で家庭に戻すことが適切ではないと判断された場合は、児童養護施設、里親、自立援助ホームなどに入所できることを伝えられます。自立援助ホームで生活をすることを選択した場合、見学・面談となります。

3. 自立援助ホームで暮らしている児童

こども家庭庁支援局家庭福祉課・障害児支援課「児童養護施設入所児童等調査の概要」 (令和5年2月1日現在)によると自立援助ホームで暮らす子どもたちの入所経路は47.6%が家庭から、17.5%が児童福祉施設等から、その他さまざまなところから来ています。この調査によると、入所時の年齢は総数958人中15歳が170人(17.7%)、16歳が301人(31.4%)、17歳が252人(26.3%)、18歳が182人(19.0%)、19歳が35人(3.7%)、21歳が1人(0.1%)、20歳、22歳は0人(0%)、年齢不明は17人(1.8%)です。平均年齢は16.6歳です。

在所期間は総数 958 人中 1 年未満が 533 人 (55.6%) で最も多く、1 年以上 2 年未満が 247 人 (25.8%)、2 年以上 3 年未満が 102 人 (10.6%) です。

¹ 「児童養護施設入所児童等調査の概要」(令和5年2月1日現在)こども家庭局家庭福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課 令和6年2月発行(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/5c104d63/20240229_policies_shakaiteki-yougo_86.pdf参照 2024-7-1)を一部加工して作成)

4. 自立支援ホーム若葉

(1) 自立援助ホーム若葉の設立

「若葉」を設立したきっかけは、20年ほど前、私がボランティアで行っていた夜回りでの子どもたちとの出会いです。子どもたちは家庭環境による様々な理由や事情から深夜徘徊をしていました。親からの虐待やネグレクト、女の子は父親からの性暴力に耐えている。そんな子どもたちに関わりながら、いつか安全で安心できる居場所を作りたいと思い、色々な福祉施設での勉強を重ねました。

2020年、ある自立援助ホーム(兵庫県下)で勤務していた、野本(現在、副施設長)氏と出会い、施設を作りたい想いを伝え、「一緒に作ろう」と、2021年7月21日に一般社団法人を設立しました。

(2) 自立援助ホーム若葉の開設

2022年1月20日に自立援助ホーム若葉を、尼崎市に県下7ホーム目の施設として開設しました。女子6名定員の施設で、5LDKの一軒家で生活をしています。若葉の入所条件となる規定はあまりありません。

(3) 自立援助ホーム若葉での支援

- ① 若葉に来るまでは家庭で暴力の支配によって毎日が恐怖や不安の中で生きてきた子どもたちに、寄り 添い安心できるような言葉がけをしています。
- ② 子どもたちにとって若葉が「安全基地」で伸び伸びと育ち、自己肯定感を高められるような「居場所」となる支援を心がけています。
- ③ 若葉では子どもたちの毎日の生活のサポートはもちろん、学校関係、職場関係、児童相談所等の関係機関と連携を取りながら、子どもたちが安定した生活をおくれるように支援をしています。

5. 若葉が目指すところ

~若葉が大切にしていること~

(1) Vision

子どもたちの「小さな希望」を大切にして、自立を支援します。

成功体験の少ない子どもたちが「あきらめ」を選ばず、「小さな希望」を積み重ねて自己実現に至るよう に援助します。

(2) Mission

- ① 自分自身をそのまま受け入れよう
 - 自分の好きなところも、嫌いなところも強さも弱さも、全てを愛しいものとして受け入れられるように
- ② 他者を理解しよう
 - 他者の良い所も悪い所も理解して、関係性を築けるように
- ③ 生きていく喜びを見つけよう過去に囚われることなく、未来に希望を持って生きていけるように

(3) Promise

自立援助ホーム「若葉」は

安心して生活できる安全な居場所を提供します。

失敗しても繰り返しチャレンジできることを保証します。

6. 自立援助ホーム若葉での子どもたちの様子

(1) 現状と取り組み







現在、高校生2名、大学生3名、就労者1名の計6名が若葉で生活しています。入所時は、心に蓋をして 私たち職員にはありのままの姿を見せてはくれませんでした。

毎日の生活の中で、子どもたちに寄り添い、対話をしていくことで、少しずつ自分の気持ちを出せるようになってきました。もちろん、試し行動や心ない言葉を投げかけられることも何度かありました。

一緒に生活をしていくことで、子どもたちは若葉にいる大人たちを信用していいのかな?裏切らないかな?と、大人の様子を見ながら、少しずつ若葉にいる大人たちを信用して受け入れてくれているように感じます。子どもたちとの関係性を作るために若葉が大切にしていることは、子どもたちが出かけるとき職員が玄関まで行き「行ってらっしゃい」と顔を見て見送り、帰ってきたときは玄関まで出迎え子どもの顔を見て「お帰り」と声をかけます。子どもたちに作る食事やお弁当も、バランスよく残さず食べられるように工夫をしています。

一つ一つの声かけ、個別での対応を大切にしています。子どもたち自身、「自分は大切にされている」「自分は生まれてきてよかった」「愛されることの喜びに気づき、人にも優しくできる」と気づけるように日々の生活が安心、安全であって欲しいと願いながら丁寧に育てています。

毎日の関わりの中で、少しずつ子どもたちにも変化が見えてきました。学校や職場での友達や彼氏の話、 進路の悩み等を職員に話すようになってきました。子どもたちの話を聞き、職員が応えると、その大人の意 見を参考にして自分で考え、再び自分の気持ちを素直に表現できるようになってきました。

若葉では、子どもたちに沢山の経験をしてもらいたいと、色々なイベントを考えています。昨年は助成金を利用して東京へ行きました。初めて新幹線に乗った子どももいました。とても社会勉強になりました。また沢山のボランティアさんにも協力していただき、毎年、お正月に初詣に行ったり、花火をしたり、クリスマス会などは、毎年リコーダーの演奏を聴きながら、歌を一緒に歌うなどして楽しい行事を実施しています。また、食事、手芸、庭の手入れ等もしていただいています。







(2) アフターケア

開設して2年が過ぎ、若葉を巣立っていった子どもたちが数名います。一人暮らしをするようになり、一人で悩みを抱えてしまう子どもたちもいます。若葉では、自立支援担当職員が退所した子どもたちに、若葉で生活していた時と同じように、相談に乗ったりして支援をしています。子どもたちと連絡を取り、家庭訪問、食料支援等を行っています。必要に応じて関係機関等との連携を取りながら、退所後のサポートを行っています。

「自立」とは、子どもたちが何でも一人でできるようになることではなく、「自分でやろうという意欲を持ちながら、人と関わり、人に助けを求めて行けるようになること」と考えています。SOSが素直に出せる、助けを求められる子になって欲しいと考えています。社会に出て、色々な辛いことがあっても、「助けて」と人に言えれば生きていける。誰かが手を差し伸べてくれると子どもたちに伝えています。

(3) 子どもたちが抱えている問題・苦しみ

- ① 入所している子どもたちや退所した子どもたちの中で、人との関係性が取れにくい苦手な子どもたちが多いです。
- ② 親子関係が機能していない家庭で生活した子どもたちは心の傷が残り、精神的にしんどくなる子どもたちが多いです。
- ③ 虐待、ネグレクト等を受けた子どもたちの心の傷は深く、フラッシュバックが起きた症状に苦しめられています。

これまでの経験(虐待、ネグレクト等)でトラウマがあり、修復できていないことで、人とのコミュニケーションをとることが難しいこともあります。

このように心の傷を負った子どもたちに適切に対応をしていくためには、若葉内の職員、心理士等と相談 し、関係機関等と連携を強化していくことが必要と考えています。

7. 今後の計画(思い)

若葉の定員は6名で、現在6名が入所しています。児童相談所からの入所依頼はとても多く、特に夏休みや長期の休み等は入所依頼が更に増えますが、依頼を断らざるを得ません。将来6名定員を9名定員にしたいと考えています。運営現状は厳しいですが、困っている子どもたちを救いたい、子どもたちが笑顔で安心して生活できる居場所を作っていきたいと思っています。

あとがき

兵庫県立大学 名誉教授 野津 隆志

本年度の研究紀要第二十六輯は、兵庫県内での今日的な人権課題を取り上げた2本の論文と1本の実践ノートを掲載しました。ここで簡単にそれぞれの内容を紹介します。

五百住満氏の『多様化・複雑化する社会の中で人権文化を根付かせるために~令和5年度 人権に関する県 民意識調査から考える~』は、兵庫県が5年ごとに実施している「人権に関する県民意識調査」から、今日の 兵庫県民の人権意識の実態を示し、今後の人権教育のあり方を提案しています。

調査結果から、兵庫県民の人権意識は、全体として向上傾向にあることが分かりました。特に現役世代においてその傾向が顕著で、職場や日常生活で人権問題に直面する機会が多いことがその要因として考えられます。また、インターネットを悪用した人権侵害に関して関心が非常に高く、特に誹謗中傷や個人情報保護への懸念が強いことが明らかになりました。女性の人権についても、社会進出が進みつつある一方で、根強い固定的な性別役割分担意識や職場における待遇格差といった課題が残存しています。さらに LGBTQ などの性的マイノリティに対する理解も深まりつつあるものの、同性婚の法制化などの法的認知や当事者への差別といった問題は依然として存在しています。

こうした意識調査の結果をふまえ、論文では人権教育が学校だけでなく、社会教育や地域における市民学習の場においても重要であること、特に参加体験型学習や多様な交流を通じて、人権意識を高めることの重要性が指摘されています。

田口奈緒氏による『「私たちにできること」 — NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうごの 10 年を振り返って —』は、田口氏たちが 2013 年に設立した性暴力被害者を支援する同センターによる 10 年間の活動の経緯を紹介しています。同センターは、医療関係者、警察官、弁護士など多様なメンバーが協力して支援にあたってきました。また同センターは、内閣府モデル事業や大岡プロジェクトなどの調査研究事業に参加し、兵庫県内における性暴力被害者支援の体制強化に大きく貢献してきました。

これらの調査研究事業を通じて、田口氏たちは地域間の格差や、被害者が相談しにくいという問題を明らかにし、オンライン相談や地域ごとの支援情報検索システムの開発など、新たな支援を実現してきました。また、学校における性暴力被害への対応にも取り組み、「学校で性暴力被害がおこったら」という手引きを作成し、教職員が適切に対応できるよう支援しています。

同センターはさらに、ジェンダー平等や多様性など人権の尊重に基づいた「包括的性教育」の重要性を訴え、 性暴力のない社会の実現に向けて活動を続けていることが紹介されています。

川西悦子氏による実践ノート『ありのままのあなたを受け入れます』は、川西氏たちが創設した自立支援ホーム「若葉」の活動を紹介しています。「若葉」は、虐待やネグレクトなどで、家庭に居場所をなくした子どもたちが、安心・安全な環境で生活し、自立の準備をする場所です。

川西氏はかつて、夜回りを通して、家庭環境に苦しむ子どもたちと出会い、彼らに寄り添い、安心できる居場所を作りたいと強く願い、2022年に自立援助ホーム「若葉」を開設しました。「若葉」は、一人ひとりの子どもたちが大切にされ、安心できる「安全基地」です。家庭では経験できなかった温かい食事や、ボランティアとの交流を通して、子どもたちは少しずつ心を開き、笑顔を取り戻していきます。もちろん、辛い過去からくる心の傷は深く、彼らは様々な問題を抱えています。しかし、「若葉」では、子どもたちが「自分は大切にされている」「生まれてきてよかった」と実感できるようサポートし、「若葉」を巣立った後も、子どもたちとの繋がりを大切にしています。

川西氏は「自立とは、一人で何でもできるようになることではなく、自分でやろうという意欲を持ちながら、人と関わり、人に助けを求めて行けるようになること」と述べています。この主張は、社会的弱者に寄り添うあらゆる活動に共通する理念と思われます。

研究推進委員長及び執筆者紹介(論文掲載順)

野津 隆志(のつ たかし) 委員長

兵庫県立大学名誉教授 博士(教育学) 智雲ボランタリー活動研究所代表 URL http://notsulabo.main.jp/

比較教育学、教育人類学—アジアの子どもの教育と人権 に関する研究

芝書

『アメリカの教育支援ネットワーク』 東信堂 2007年 『タイにおける外国人児童の教育と人権 – グローバル教 育支援ネットワークの課題』 ブックウェイ 2014年 『市民活動概論 – ひょうごとアジアの NPO・NGO・ボ ランティアを学ぶ – 』 学術研究出版 2015年 『私の赤ちゃんは先生です』 学術研究出版 2018年

五百住 満(いおずみ みつる)

元関西学院大学教育学部教授 学校教育学修士 兵庫県人権教育研究協議会会長 公益財団法人兵庫県人権啓発協会評議員 教育行政学、人権教育、教育カリキュラム論、教育方法論

著書(共著)

「教員免許更新制と評価・認定システム」黎明書房(鈴木正幸・加藤幸次・辻村哲夫編著)(2008・11)

「生徒指導・進路指導」 学文社 (2016・10)

「教育法規・教育行政入門」 ミネルヴァ書房 (2018・3) 「教職をめざす人のための教育課程論」 北大路書房 (2019・3)

「兵庫県 150 周年記念 兵庫県史 全 4 巻」人権領域執筆 兵庫県 (2024・3)

論文

「人権の歴史と同和教育」(兵庫教育文化研究所『こどもと教育』別冊 (2011・5)

「兵庫県の外国人児童生徒にかかる現状と課題」(関西学院大学教育学会教育学論究第2号)(2010・12)

「学校における人権教育の在り方の研究」(関西学院大学教育学会教育学論究第2号)(2013・12)

「いじめといのちの教育」(ERP 出版教育 PRO) (2023·2)

田口 奈緒(たぐち なお)

NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうご理事 県立尼崎総合医療センター産婦人科部長

兵庫県産科婦人科学会理事

ライフワークは「在日外国人の母子保健」「性暴力被害者 支援」「性教育」

論文

「性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないために」 月刊生徒指導 53 (10), 16 - 19, 2023 - 09

「地域の実情に見合ったワンストップ支援センターとは - 性暴力被害者支援センターの現状と ICT 活用の可能性を探る - 」フェミニストカウンセリング研究 17, 4 - 23, 2021

「妊娠中のパートナーからの暴力は産科合併症と関連するか?ケースコントロール研究」日本周産期新生児学会雑誌57(2),282-287,2021

尼崎総合医療センター「『ワンストップ支援センター』 の取り組み 総合病院と NPO 法人の連携で性暴力被害 者を支援」助産雑誌 72 (5), 347-351, 2018-05-25

「性暴力被害とその対応」産婦人科治療 99 (6), 617 - 622, 2009 - 12

川西 悦子(かわにし えつこ)

兵庫県洲本市出身

大学を経て福祉の世界へ

児童養護施設、母子生活支援施設、薬物依存症回復施設、 自立援助ホーム等に勤め経験を重ねる。

2021年7月 一般社団法人 若葉を設立 理事長 2022年1月 自立援助ホーム 若葉を開設 施設長 現在 自立援助ホーム 若葉の施設長・自立支援担当職員 を兼任

https://www.wakaba2021.com

研究紀要第二十六輯

令和6年9月発行

編集

公益財団法人兵庫県人権啓発協会研究推進委員会

発 行

公益財団法人兵庫県人権啓発協会 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 兵庫県立のじぎく会館内 TEL 078 (242) 5355

印刷

服部プロセス株式会社 神戸市長田区東尻池町2丁目9-17 TEL 078 (682) 8855

